

入札説明書

一般競争入札の実施に係る入札公告（令和2年8月21日付け京都府公告。以下「公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、この入札に係る委託契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

1 公告日 令和2年8月21日

2 契約担当者 京都府知事 西脇隆俊

3 担当部局

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課
電話番号 (075) 414-5428

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口1
京都府流域下水道事務所総務課
電話番号(075)954-1877
ファクシミリ番号(075)955-2224

4 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称及び数量

ア 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託(下水汚泥(乾燥)その3) (予定数量300トン)

(処分 流2洛南第13号の10、収集運搬 流2洛南第12-01号の10)

イ 宮津湾流域下水道宮津湾浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託(下水汚泥(脱水)その2) (予定数量400トン)

(処分 流2宮津第13号の4、収集運搬 流2宮津第12-01号の4)

(2) 委託業務の内容、方法等

仕様書のとおり

(3) 業務を行う期間

令和2年10月1日から令和3年10月31日までとする。ただし、(4)の収集場所からの下水汚泥の搬出期間は、令和2年10月1日から令和3年9月30日までとする。

(4) 収集場所(下水汚泥積込場所)

ア 木津川流域下水道洛南浄化センター 八幡市八幡焼木ほか地内

イ 宮津湾流域下水道宮津湾浄化センター 宮津市宇獅子ほか地内

5 入札説明書及び仕様書の交付期間等

- (1) 原則として、この公告に示す入札説明書及び仕様書の交付期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。
- (2) やむを得ず窓口配布を希望する場合は、この公告に示す入札説明書及び仕様書の交付期間に、3の(1)の場所へ問い合わせの上、入手すること。

6 入札に参加することができない者

次に掲げる者は、それぞれ次に掲げる業務の入札に参加することができない。

- (1) 令和2年6月5日付け京都府公報第112号において京都府流域下水道事務所が公告した一般競争入札（以下「前回公告」という。）の1の(1)のエ又はオのいずれかの業務を落札した処分業者 … この公告の1の(1)のアの業務
- (2) 前回公告の1の(1)のキの業務を落札した処分業者 … この公告の1の(1)のイの業務

7 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、産業廃棄物の収集運搬及び処分を1社のみで自ら行う単体の業者（以下「単体業者」という。）又は処分業者と収集運搬業者により構成されるグループ（以下「グループ業者」という。）のいずれでも差し支えないものとするが、次に掲げる条件を全て（グループ業者にあつては、グループ業者のうち収集運搬業者は(4)、処分業者は(3)を除く。）満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 7の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。
- (3) 産業廃棄物の収集運搬業務を請け負う者
 - ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の規定による京都府及び搬出先府県市の産業廃棄物収集運搬業の許可（事業範囲に汚泥が含まれているものに限る。）を受けている者（以下「収集運搬業者」という。）であること。
 - イ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和2年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和2年京都府告示第14号。以下「告示」という。）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されている者であること。
大分類「廃棄物処理」－小分類「産業廃棄物収集運搬」
 - ウ 地方公共団体又は地方公社が発注し直接契約した業務委託であつて平成22年度以降に当該団体又は公社が排出する下水汚泥を収集運搬した履行実績を有する者であること。
 - エ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可を有する者であること。
 - オ 自動車による収集運搬を行う場合にあつては、仕様書に定める荷台構造等の条件を満たしている車両を5台以上有している者であること。
- (4) 産業廃棄物の処理処分業務を請け負う者
 - ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の規定による産業廃棄物処分業の許可（事業範囲に汚泥が含まれているものに限る。）を受けている者（以下「処分業者」という。）

であること。

イ 告示に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されている者であること。

大分類「廃棄物処理」－小分類「産業廃棄物処分」

ウ 地方公共団体又は地方公社が発注し直接契約した業務委託であって平成 22 年度以降に下水汚泥を有効利用（緑農地利用、建設資材利用、エネルギー利用）により処分した履行実績を有する者であること。

エ 下水汚泥を自社の施設において有効利用による処分ができる者であること。

(5) グループ業者の要件

構成員の数は、2 者以上とし、その内訳は、処分業者である代表者 1 者及び収集運搬業者であるその他の構成員 1 者以上であること。

8 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、本案件は、原則として電子調達システムによって、入札参加の資格確認申請及び入札を行う案件である。

電子調達システムによりがたい者は、(3)のイにより承諾を得て例外的に書面により提出することができる。

また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

令和 2 年 8 月 21 日（金）から令和 2 年 8 月 31 日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子調達システムにより(2)のアを提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとする。

また、(3)のイからクについては、確認申請書を提出した後、9 の質問受付と同様の方法で、電子調達システムにより提出すること。

なお、前回公告のいずれかの業務において入札参加資格の確認通知を受けている者（グループ業者は、前回と同一構成員の場合に限る。）にあつては、(3)の提出を要しない。（確認申請書のみ提出のこと。）

イ 電子調達システムによりがたい場合で、京都府物品電子調達運用基準第 19 条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、申請書等を 1 部、3 の(1)の場所に持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）すること。

(3) 提出書類

ア 確認申請書

イ 共同入札願（グループ業者として申請する場合に添付すること。）（様式 1）

ウ 同種業務の受託実績調書（様式 2）

7 の(3)のウ及び(4)のウで示した委託業務と同種の業務の履行実績を 2 件程度記入すること。

なお、京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第159条第2項第3号に該当し契約保証金の免除を希望する者にあつては、過去2年間に国又は地方公共団体と直接締結した契約において、4の(1)で示した委託業務と同種及び同等以上の履行実績を記入すること。

エ 同種業務の受託実績に係る契約書等の写し

オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の規定による産業廃棄物処分業の許可（事業範囲に「汚泥」が含まれているものに限る。）を受けている者であることを証する許可証の写し及び同条の規定による京都府及び搬出先府県市の産業廃棄物収集運搬業の許可（事業範囲に「汚泥」が含まれているものに限る。）を受けている者であることを証する許可証の写し

カ 貨物自動車運送事業法第3条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可を有する者であることを証する許可証の写し（自動車による収集運搬を行う場合に添付すること。）

キ 使用予定車両一覧表（様式3）及び自動車検査証の写し

使用予定車両の荷台構造が仕様書に定めた条件を満たすことを証明できるもの（当該部分のわかる写真等）を添付すること。

ク 業務分担内訳表（様式4）（グループ業者として収集運搬業者の構成員を2者以上として申請する場合に添付すること。）

(4) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格を確認した後、令和2年9月2日（水）までに一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下「確認結果通知書」という。）により通知する。

(5) その他

ア 申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 紙入札者は、提出書類をA4版で作成し、1部提出すること。

ウ 提出された書類は、この入札以外の目的に使用することはない。

エ 虚偽の記載をした者は、この入札への参加を認めないとともに、京都府の指名停止措置を行うことがある。

9 質問の受付・回答

入札説明書並びに仕様書、契約書（案）及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）に関する質問については、次のとおり受け付ける。

(1) 質問方法

ア 原則として、電子調達システムにより提出すること。

イ 紙入札者は、以下の点に留意の上、3の(1)の場所へ書面により提出することができる。

(ア) 件名は「汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（再公告）に関する質問」とすること。

(イ) 質問者の会社名、部署名、役職、氏名、電話番号を記載すること。

(2) 受付期間

令和2年8月24日（月）午後5時15分まで

(3) 回答

令和2年8月26日（水）までに電子調達システムにより回答する。

なお、紙入札者には、ファクシミリ等により回答する。

10 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

- ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間
令和2年9月7日（月）午前8時30分から午後5時15分まで及び令和2年9月8日（火）午前8時30分から午後3時まで
- イ 郵送による場合の入札書の提出期限
令和2年9月4日（金）午後5時
- ウ 持参又は郵送による場合の提出先
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課長
- エ 開札の日時
令和2年9月8日（火）午後3時15分

(2) 入札の方法

- ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書及び内訳書を提出すること。
- イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの提出先に入札書及び内訳書等を持参し、又は(1)のイの期限までに郵送(郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。)により提出すること。
 - (ア) 入札書には、入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人が入札書を提出する場合には代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）しなければならない。
 - (イ) 入札書及び内訳書は、必要事項を全て記入して、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名又は名称若しくは商号及び「汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（再公告）入札書在中」と記載し、封筒の開口部を封印し、入札執行者（京都府総務部入札課長）あての親展とすること。
 - (ウ) 入札書に記載する金額は、内訳書の合計額に一致させること。
 - (エ) 入札書を代理人名で提出するときは、委任状を同封すること。
 - (オ) 再度入札における入札書及び内訳書は、入札書とともに提出するものとし、入札書とは別の封筒に入れ、「汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（再公告）再入札書在中」と記載するとともに、(イ)と同様に封印等の処理をするものとする。

なお、紙入札者が再入札書を提出しなかったときは、再度入札を辞退したものとみなす。
- ウ 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、単位重量当たりの処分費及び収集運搬費の単価を設定することを条件とする。
- エ 落札の決定は、ウによる単価に基づいて算定された契約期間に係る予定数量の総額の比較によって行う。
- オ 資格確認の結果、資格を有すると認められたものが1名の場合には、入札を中止することがある。
- カ 入札回数は、2回までとする。
- キ 内訳書等は返却しない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（予定数量に対する総額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の

110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札者は、いったん入札書を電子調達システムにより提出し、又は持参により提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

(5) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、この入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(6) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。

なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまで（紙入札者にあつては、入札書を持参する場合は、(1)のウの場所に提出するまで、郵送する場合は、京都府総務部総務調整課が郵便局から書留郵便等を受領するまでをいう。）は入札を辞退することができる。この場合、電子入札者は、電子調達システムへの入札辞退届の登録を行うこととし、紙入札者は、入札を辞退する旨を記載した入札辞退届を(1)のウの提出先へ提出することとする。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、府の指名停止措置を行うことがある。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効入札をした者は再度の入札に加わることができない。

ア 7に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用しての入札を含む。）をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

サ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

シ 入札金額と異なる内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を提示、又は提出した者の行った入札

(9) 落札者の決定方法

京都府公営企業会計規程（昭和47年京都府公営企業管理規程第9号）第112条の規定により例によることとされる京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」と

いう。) 第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより、落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(10) 再度入札

ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がなく、落札者がいない場合は、再度入札を行うものとし、開札後、速やかにその旨を電子調達システムにより（紙入札者にあつてはファクシミリによる。）通知する。

イ 再度入札における入札書提出期限及び開札日時は、再入札通知書により、再度入札の参加者に通知する。

なお、当初入札において不着、辞退又は無効となった者は、再度入札に参加することができない。

ウ 再度入札参加者は(2)から(8)までの方法により再度入札を行うものとする。

エ 再度入札において、当初入札時の最低の入札価格を超える価格で入札した者は、失格とする。

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

12 契約書作成の要否

要する。

13 入札保証金

免除する。

14 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。

15 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

16 契約の解除予約及び損害賠償請求

京都府は、談合等不正行為が行われた場合、契約者に対し契約解除及び損害賠償の請求をすることができる。

17 支払条件

月毎に履行の完了を確認した後、業務料を支払うものとする。

18 その他

- (1) 前各項に定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 電子入札者は、京都府ホームページに掲載されている「京都府物品・役務等電子調達運用基準」を遵守すること。
- (3) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (4) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。
- (5) 令和3年度の府の歳入歳出予算において、落札者に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することがある。
- (6) 本入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (7) 落札者は、落札後7日以内に契約関係書類等を提出しなければならない。